

件 名 （ 番 号 ）	原子層堆積装置一式の購入 高大 A26-013
品 名 ・ 数 量	別紙仕様書及び内訳明細書のとおり
納 入 期 限	令和 9 年 3 月 19 日まで
納 入 場 所	高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 高知工科大学香美キャンパス C 棟クリーンルーム
契 約 金 額	¥ （内訳：10%対象 ¥ 消費税額 ¥ ）
契 約 保 証 金	免除・担保差し入れ・納付（¥ ）
前払い・部分払い	有 ・ 無
支 払 い 条 件	検査合格後支払い
特 記 事 項	「特になし」

この契約の証としてこの契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日
甲 高知県高知市永国寺町 2 番 22 号
高知県公立大学法人
理事長 伊藤 博明 印
(T9490005001969)

氏名 (T)

(総則)

第1条 買受人(以下「甲」という。)と売渡人(以下「乙」という。)とは、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(所有権の移転)

第2条 売買物品の所有権は、第7条第4項に定める売買物品の引渡しが完了した時に移転するものとする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 第1項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 乙が、国(公社及び公団等を含む)又は地方公共団体(公社等を含む)との間において過去2年間に本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約責任者が、乙が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第5条 乙は、天災その他不可抗力によって納入期限内に売買物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を請求することができる。この場合において当該延長する日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、その責任により納入期限内に売買物品を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

(売買物品の品質等)

第6条 売買物品は、この契約締結前に特定したものを除き、その品質、構造、形状、寸法等は、仕様書、内訳明細書、図面又は見本によるものとし、品質が明らかでないものについては、中等以上のものとする。

(検査等)

第7条 乙は、売買物品を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、品質、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した売買物品は、乙において甲の指示する期限内にこれを取り替えて前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

4 売買物品の引渡しは、乙が第1項又は第2項の規定による検査に合格した時に行われたものとする。

(売買代金の支払い)

第8条 乙は、前条第4項の規定により売買物品の全部の引渡しが行われたときは、遅滞なく請求書を発行するものとする。

2 前項の規定による請求は、前金払い又は部分払いを受けている場合は、その額を控除した額について行うものとする。

3 甲は、第1項に基づき、前条第4項の引渡を受けた日の属する月の翌月末までに当該代金を支払わなければならない。

(前払い)

第9条 甲は、特別の理由があると認めるときは、乙の申請により代金の前払いについて別段の定めをすることができる。

(部分払い)

第10条 乙は、甲が特別の理由があると認めるときは、売買物品の既納部分の売買代金相当額の支払い（この契約において「部分払い」という。）を請求することができる。

2 部分払いの時期は、第7条の検査に合格した部分に対する請求書を甲が受理した日から15日以内とする。

3 前金払いがあった場合において、第1項の規定により請求することができる額は、当該前金払いに係る金額を控除して算定するものとする。

(数量等の変更)

第11条 甲は、必要がある場合には、乙から第7条第1項の規定による検査を求める通知を受け取るまでは、売買物品の数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において、売買代金を増減する必要が生じたときは、売買代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(納入遅滞に伴う違約金等)

第12条 甲は、乙が第5条第1項による場合を除き、その責任により納入期限内に売買物品を納入しなかったときは、当該納入遅滞部分に係る売買代金に対し、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収する。ただし、違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

2 前項の違約金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(危険負担等)

第 13 条 本契約において、第 7 条の検査を行う前に滅失、損傷その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じ、これにより乙がその債務を履行することができなくなった場合には、当該滅失等が甲の責めに帰すべき事由によって生じたときを除き、甲は本契約に係る代金の支払いを拒むことができる。ただし、第 5 条第 1 項による場合は、同項の定めるところによる。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、売買物品に契約書、仕様書等に定める内容に適合しない状態があるときは、乙に対して、知ったときから 1 年以内に、無償によるその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、追完請求をすることなく、自らの選択により売買代金の減額を請求することができる。

(秘密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、本契約の締結前に行われた交渉の段階若しくは締結後に知り得た相手方の技術上及び取引上の情報等本契約に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

(2) 第三者から適法に取得した事実

(3) 開示の時点ですでに保有していた事実

(4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

3 本条は、契約終了後も有効とする。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、高知県暴力団排除条例の定めるところにより、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団等ではないこと。

(3) 暴力団等に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の履行にあたり、暴力団等による不当要求行為を受けたときは、その旨を相手方に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をしてもなお乙が違反状態を是正しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が前条の確約に反することが判明した場合又は別紙に定める反社会的勢力の排除措置による解除条件のいずれかに該当すると認められた場合は、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。この場合において、解除

により相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された方はその損害を賠償するものとする。

(違約金等)

第 18 条 甲が前条の規定に基づきこの契約を解除した場合において、乙が契約保証金を免除されているときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(損害賠償等)

第 19 条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 損害賠償を請求することができる当事者は、自己の有する損害賠償請求権と、報酬支払義務、費用償還義務などの自己の相手方に対する債務を、対当額において相殺することができるものとする。

(疑義の決定)

第 20 条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

反社会的勢力の排除措置による解除条件

※用語の定義は高知県暴力団排除条例第2条による。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、本契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。